

国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）関係省庁連絡会議 設置要綱

平成 18 年 4 月 17 日
関係省庁申合せ
(平成 20 年 3 月 21 日一部改定)
(平成 23 年 6 月 6 日一部改定)
(平成 24 年 2 月 16 日一部改定)
(平成 24 年 9 月 6 日一部改定)

(設置)

- 1 第 1 回国際化学物質管理会議（平成 18 年 2 月、ドバイ）で採択された国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）に沿った国の化学物質管理施策の推進に際し、SAICM 国内実施計画の策定、効率的な実施、実施状況の点検、改定等、及び関係省庁間の連絡調整の円滑化を図ることを目的として、国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(構成員)

- 2 (1) 連絡会議の構成員は、別表 1 のとおり関係省庁の職員をもって構成する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、別表 1 の省庁以外の省庁の職員を構成員として追加することができる。なお、構成員の所属する行政機関内の他の部局の職員は、必要に応じ連絡会議に出席することができる。
(2) 議長は、他の構成員に諮った上で、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員又はその他の関係者に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(担当者連絡会議)

- 3 (1) 連絡会議の下に担当者連絡会議を設け、連絡会議の準備、補佐を行う。担当者連絡会議の構成員は、別表 2 のとおり関係省庁の職員をもって構成する。
(2) 連絡会議の議長は、必要があると認めるときは、別表 2 の省庁以外の省庁の職員を担当者連絡会議の構成員として追加することができる。

(議長)

- 4 連絡会議の議長は、連絡会議の構成員の互選による。

(事務局)

- 5 議長の所属する行政機関を、連絡会議及び担当者連絡会議の事務局とする。事務局は、関係省庁の協力を得て、会合の準備、文書の作成その他連絡会議及び担当者連絡会議に

係る事務を執り行う。

(資料等の公表)

6 連絡会議は、非公開とする。連絡会議の資料は、会合後に原則公表する。議事要旨についても、これを公表する。

(その他)

7 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、連絡会議の承認を得た上で、連絡会議の議長が定める。

別表 1

内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）付参事官（グリーンイノベーション担当）
外務省国際協力局地球環境課長
財務省大臣官房総合政策課政策推進室長
文部科学省研究開発局環境エネルギー課長
厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長
厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長
農林水産省大臣官房環境政策課長
経済産業省製造産業局化学物質管理課長
国土交通省総合政策局環境政策課長
環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課長

別表 2

内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）付参事官補（グリーンイノベーション担当）
外務省国際協力局地球環境課 課長補佐
財務省大臣官房総合政策課政策推進室 室長補佐
文部科学省研究開発局環境エネルギー課 課長補佐
厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室 室長補佐
厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 課長補佐
農林水産省大臣官房環境政策課 課長補佐
経済産業省製造産業局化学物質管理課 課長補佐
国土交通省総合政策局環境政策課 課長補佐
環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課 課長補佐